

令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本市では平成26年度より「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度」を創設し、「レディーファーストトマト」と「特別栽培米コシヒカリ」をふるさと龍ヶ崎ブランド農産物(以下「市ブランド農産物」という。)に認定して農産物のPRに取り組んでいる。令和5年度においては、知名度向上事業業務委託によりSNSや特設WEBサイトを活用した知名度の向上及び市外飲食店とコラボし、期間限定で市ブランド農産物を使用したメニューを提供することによって、より一層のイメージアップに取り組んでいる。

今後も市ブランド農産物が市産農産物全体の認知度向上とイメージアップをけん引することで、農業者支援に取り組んで行くものであり、本事業の企画提案においては、本市の課題などを十分に把握し、農産物への理解、高度な企画力、PR手法の多様性等、本市にふさわしい最も優れた成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用し、市ブランド農産物の魅力の発信や消費拡大などを含めた本事業実施に関する企画提案を求めるものである。

2. 業務概要

- (1) 件名 令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書を基礎に、提案内容を踏まえ協議の上決定する。
- (3) 履行場所 龍ヶ崎市 3710番地 龍ヶ崎市市民経済部農業政策課ほか
- (4) 履行期間 契約の日から令和7年3月31日まで(ただし、検査期間10日間を含む。)

3. 提案上限額

3,247,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があつた者であつて、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去3年度以内（令和3年度～令和5年度）に、国又は地方公共団体を発注者とし、自治体の農林水産物のプロモーションに関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。なお、同種の業務とは、自治体の農林水産物のマーケティングやコンサルティングに関する業務をいう。

5. 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募の開始（公表） | 令和6年6月11日 |
| (2) 質問の受付期限 | 令和6年6月21日17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和6年6月26日 |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和6年7月2日17時 |
| (5) 参加資格要件の審査結果通知 | 令和6年7月5日（予定） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年7月22日17時 |
| (7) 企画提案の審査 | 令和6年7月下旬（予定） |
| (8) 審査結果の通知及び公表 | 令和6年8月上旬（予定） |
| (9) 契約の締結 | 令和6年8月中旬（予定） |

6. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和6年6月21日17時までとする。
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市市民経済部農業政策課農業戦略グループ
E-mail nousei@city.ryugasaki.lg.jp
TEL 0297-64-1111（内線432）
- (5) 回答日 令和6年6月26日
- (6) 回答方法 市公式ホームページにおいて公表する。
- (7) 留意事項
 - ① 提出方法以外の方法による質問については受付及び回答しない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。
 - ④ 意見表明や、本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると市が認めた質問については回答しないことがある。
 - ⑤ 評価に対する質問については、回答しない。
 - ⑥ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。

7. 参加申込書の受付

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号） 正本1部、副本1部
 - ② 添付書類 正本1部、副本1部
 - ア 会社概要書（様式第3号）
 - イ 受注実績書（様式第4号）
 - ウ 業務実施体制調書（様式第5号）
 - エ 業務責任者調書（様式第6号）
 - オ 再委託調書（様式第7号）※協力会社等に再委託する場合、添付すること。
 - ③ 国税の納税証明書（その3の3） 1部（正本に添付）
 - ④ 市税の納税証明書（未納税額のない証明（様式第8号）） 1部（正本に添付）

※龍ヶ崎市役所本庁舎 1 階税務課にて証明書を取得すること。

- (2) 提出期限 令和 6 年 7 月 2 日 17 時（必着）
- (3) 提出方法 提出先への持参又は郵送
- (4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市市民経済部農業政策課農業戦略グループ
- (5) 留意事項
 - ① (1)③及び④については、提出日から 3 ヶ月以内の発行日のものとする（写し可）。なお、④については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に提出すること。
 - ② 添付書類等にはインデックスを付し、A4 サイズファイルに綴じ込むこと。

8. 参加資格要件の審査及び結果の通知

- (1) 参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和 6 年 7 月 5 日を予定している。
- (2) 参加申込者のうち、参加資格要件を満たす者が 4 者以上となった場合には、「評価基準」に基づき、参加申込書の添付書類について、1 次審査（評価）を行い、企画提案の審査を行う 3 者を決定し、通知する。なお、参加資格要件を満たす者が 3 者以下である場合には、「10. 企画提案の審査」において添付書類の評価を行うものとする。

9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届（様式第 10 号）正本 1 部、副本 7 部
 - ② 添付書類 正本 1 部、副本 7 部
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 見積書（様式第 9 号）
- (2) 提出期限 令和 6 年 7 月 22 日 17 時（必着）
- (3) 提出方法 提出先への持参又は郵送
- (4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市市民経済部農業政策課農業戦略グループ
- (5) 企画提案書等の記載方法
 - ① 企画提案書

ア 企画提案書はA4サイズとし、両面30ページ以内とすること。

イ 企画提案書は「令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託仕様書」の内容を踏まえたうえ、項目ごとに記載すること。

② 見積書

ア 見積書には、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記載すること。

(6) 留意事項

① 企画提案書のフォントサイズは、注釈等を除き、原則として10.5ポイント以上で作成すること。

② 添付書類にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

③ 企画提案事項の目的と効果が明確となるよう記載すること。

④ 企画提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

⑤ 企画提案書等の提出を辞退する場合には、辞退届(様式第11号)を提出すること。

⑥ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

10. 企画提案の審査

(1) プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、企画提案書等を提出した者(以下「提案者」という。)のプレゼンテーション・ヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和6年7月下旬(予定)

イ 実施場所 茨城県龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も禁止する。

イ 制限時間は 40 分以内とし、内訳は、事前準備（10 分以内）、プレゼンテーション（20 分以内）、ヒアリング（質疑応答）（10 分以内）とする。なお、プレゼンテーション等の終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は 3 名以内とし、原則として、業務責任者が説明者となること。

エ プレゼンテーションは、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、プレゼンテーション等に必要な備品（パソコン等の機器）は、提案者が用意すること。なお、プロジェクターに接続するケーブル（HDMI ケーブル）は、市において用意する。

オ プレゼンテーション等の順番については、企画提案書等の受付順とする。

カ プレゼンテーション等は、非公開とする。

キ 不測の事態等により、プレゼンテーションの実施が困難であると判断した場合には、書類審査のみとする場合がある。

ク その他、詳細について、原則として市の指示によるものとする。

(3) 審査の実施

プレゼンテーション等及び企画提案の内容について、「評価基準」に基づき、審査（個別評価）を行う。

(4) 優先交渉権者の選定方法

ア 「評価基準」に基づく統一評価と個別評価を合算し、総得点第 1 位の者を優先交渉権者として選定する。また、総得点第 2 位の者を次点の優先交渉権者として選定する。

イ 総得点第 1 位の者が 2 者以上いる場合には、選定委員会において、優先交渉権者となる 1 者を選定する。

ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点（69 点/115 満点）を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点が第 1 位であっても、優先交渉権者として選定しない。

エ 提案者が 1 者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。

(5) 評価基準

ア 審査基準及び配点は「令和 6 年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託企画提案に係る評価基準表」に基づく。

※算出値に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

イ 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
15点	(提案最低見積額/提案見積額) × 15点				

11. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和6年8月上旬を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者及び次点の優先交渉権者の商号

12. 協議・契約

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、優先交渉権者と仕様等について協議を行ったのち、見積書を徴し、予定価格を下回った場合、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と協議及び契約が調わない場合には、次点の優先交渉権者と協議及び契約を締結することができる。

13. 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載を行った者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) 提案上限額を超える見積額を提示した者

(4) プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から5分以上遅れて参集した者

(5) 契約締結日までに参加資格要件を欠いた者

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加者又は提案者の負担とする。
- (2) 市へ提出された書類は返却しない。
- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提出者が行う。
- (7) 参加者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。また、協力会社等は、複数の参加者又は提案者の協力会社等となることはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。

15. 担当部署（令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会事務局）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市市民経済部農業政策課農業戦略グループ 担当：服部・沼野

T E L 0297-64-1111（内線432）

F A X 0297-60-1584

E-mail nousei@city.ryugasaki.lg.jp